一般社団法人日本アレルギー学会 専門医制度規程施行細則

第1章 総 則

(運営)

第1条 一般社団法人日本アレルギー学会(以下、「本学会」という。)専門医制度規程 の施行にあたり、規程に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものと する。

第2章 アレルギー専門医

(専門医の認定申請手続き)

- 第 2 条 本学会アレルギー専門医(以下、「専門医」という。)申請の受付は、 毎年 8 月 1 日から 11 月 20 日までとする。
- 第3条 申請には次の書類を必要とする。必要書類は本学会に請求する。
- (1) 専門医認定申請書
- (2) 履歴書(医師免許証の写し添付)
- (3) 申請時有効な期間を含む各基盤学会専門医(認定医)認定証の写し
- (4) 本学会認定アレルギー専門医教育研修施設(以下、「教育研修施設」という。)での研修終了証明書、又は専門医制度規程第32条の認定教育研修施設以外での研修に関する証明書(同規程第32条による組み合わせ研修の場合は全て提出)
- (5) アレルギー疾患患者診療実績書(代表的なアレルギー疾患2例の症例報告を含む)
- (6) 専門医制度規程第4条第3号の証明及び第7号の必要単位の証明に関する書類(論文別刷、学会発表のプログラム、抄録の写し、学会・講習会・研究会の出席証原本、その他添付)
- 第4条 専門医制度規程第5条第2号の審査料は2万円とする。

(専門医認定の審査と認定証の交付)

- 第5条 専門医資格認定試験は翌年1月下旬とし、日時は制度委員会が決定する。書類審査により受験の有資格者と判定された者には受験票が交付される。
- 第6条 認定の最終審査は3月20日までに行い、結果は3月末までに本人に通知する。
- 第7条 合格者は、認定料5万円を本学会に納付しなければならない。
- 第8条 前条の手続きを完了した者は、本学会より専門医として認定され、認定証が交付 される。
- 第9条 認定証の有効期間は、認定の年の4月1日から5年間とする。

(専門医の認定更新)

- 第10条 専門医の認定更新申請の受付は、前年の8月1日から11月20日までとする。
- 第 11 条 申請時には次の書類を必要とする。該当者には、前もって学会から申請に必要 な次の各号の書類を送付し、認定更新申請の時期を通知する。
- (1) 専門医認定更新申請書
- (2) 専門医制度規程第4条第3号、第5号及び第7号の証明に関する書類
- 第 12 条 専門医の認定更新審査料は 1 万円、認定更新料は 3 万円とする。

(専門医の認定更新の特例)

第13条 専門医の認定更新を連続して3回以上行っている者は、第11条第2号に規定する書類のうち「第5号」の書類を免除する。

(指導医の認定又は認定更新による専門医の同時認定更新)

- 第14条 本学会認定指導医として認定又は認定を更新された者は、同時に専門医の認定 が更新される。
- 第15条 専門医の認定更新時期に一致して、指導医の認定又は認定更新を希望する者は、 第11条の専門医認定更新のための手続きを必要としない。
- 第16条 前条の場合で、教育研修施設との関係で指導医の認定又は認定更新がされなかったときは、本学会からの通知後速やかに第11条の手続きを行い、専門医の資格が継

第3章 指導医

(指導医の認定申請手続き)

- 第17条 指導医認定の申請には次の書類を必要とする。必要書類は本学会に請求する。
 - (1) 指導医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 専門医認定証の写し
- (4) 教育研修施設の勤務証明書
- (5) 業績目録(論文別刷、学会発表抄録の写し等添付)

(指導医認定の審査と認定証の交付)

- 第 18 条 書類による審査に合格した者は、本学会より指導医として認定され、認定証が 交付される。
- 第 19 条 認定証の有効期間は、認定の年の5年度後の3月31日までとする。指導医認定により同時認定更新される専門医の認定期間は、第9条にかかわらず指導医の認定証の有効期間と同一とする。

(指導医の認定更新)

- 第20条 指導医の認定更新申請の受付は、前年の8月1日から11月20日までとする。
- 第 21 条 申請には次の書類を必要とする。該当者には、前もって本学会から申請に必要 な次の各号の書類を送付し、認定更新申請の時期を通知する。
- (1) 指導医認定更新申請書
- (2) 専門医制度規程第16条の証明に関する書類

第4章 教育研修施設

(教育研修施設の認定申請手続き)

- 第22条 本学会教育研修施設認定の申請には次の書類を必要とする。必要書類は本学会に 請求する。
- (1) 教育研修施設認定申請書
- (2) 診療施設内容証明書
- (3) 研修計画書

(教育研修施設認定の審査と認定証の交付)

- 第23条 書類による審査に合格した施設は、本学会より教育研修施設として認定され、 認定証が交付される。
- 第24条 認定証の有効期間は、認定の5年度後の年の3月31日までとする。

(指導医及び教育研修施設の同時認定)

第 25 条 指導医及びその勤務施設の教育研修施設の認定は、同時認定を申請することができる。

(教育研修施設の認定更新)

- 第26条 教育研修施設の認定更新申請の受付は、毎年8月1日から11月20日までとする。
- 第27条 認定更新申請には次の書類を必要とする。該当施設には、前もって本学会から申請に必要な次の各号の書類を送付し、認定更新申請の時期を通知する。
- (1)教育研修施設認定更新申請書
- (2) 診療施設内容証明書
- (3) 研修計画書

第5章 救済措置

(指導医及び専門医の認定更新に関する救済措置)

第 28 条 指導医及び専門医が、国外留学及び病気療養など止むを得ない理由で、既定の 認定更新申請を行うことができないときは、あらかじめ資格審査委員会に届け出て、認 定更新の申請を3年間を限度として延期をすることができる。延期中の期間は、申請資格を除いてその資格を停止する。

- 2 前項の延期期間中に取得した学会出席、学会発表及び論文発表などの単位や回数は、 認定更新申請時に算入することができる。
- 第 29 条 指導医及び専門医が、既定の認定更新申請を行わず資格を喪失したときは、翌年に限り認定更新申請の資格留保を資格審査委員会に申請することができる。
- 2 前項の資格喪失中の1年間に取得した学会出席、学会発表及び論文発表などの単位や 回数は、翌年の認定更新申請時に算入することができる。

(女性指導医及び女性専門医の認定更新に関する救済措置)

- 第 30 条 女性指導医及び女性専門医が、出産及び育児のため、既定の認定更新申請を行うことができないときは、あらかじめ資格審査委員会に届け出て、認定更新の申請を 5 年間を限度として延期をすることができる。延期中の期間は、申請資格を除いてその資格を停止する。
- 2 前項に該当する条件は次の各号の内容とする。
- (1) 女性医師の出産及び育児に係わる場合に限る
- (2) 前号の内容に関する理由書をあらかじめ資格審査委員会に提出することを必須とする
- (3)延期申請者所属施設・講座等の管理責任者の署名・捺印のある証明書の提出を必須とする

第6章 認定取消等

(認定取消し及び資格停止)

- 第31条 専門医制度規程第11条、第19条、第26条及び第41条による認定取消し、又 は資格停止処分を行う場合、本学会内に弁護士も含めた調査委員会を設置して事実関 係を調査する。
- 2 前項調査により不正な事実が判明したときは、制度委員会及び理事会の議決を経て社 員総会で認定取消し、又は資格停止等の処分を決定する。
- 3 前項による処分は次の各号の内容とする。
- (1) 資格の永久取消し
- (2) 資格取消し(1~5年) 解除後は再申請可(再受験)
- (3) 資格停止 (1~3年) 停止期間中の認定更新不可

第7章 補 則

- 第32条 申請事項に次の各号の変更があった場合は、速やかに制度委員会に届け出なければならない。
- (1) 姓名の変更
- (2) 所属の変更
- (3) 教育研修施設の名称及び組織の変更
- (4) その他重要な申請事項の変更
- 第33条 既納の審査料、認定料、認定更新料の返却は行わない。
- 第34条 専門医制度規程及びこの細則に定めのない事項については制度委員会が決定する。

第8章 細則の変更

第35条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

第9章 附 則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 第 19 条及び第 24 条の認定の有効期間において「5 年度後の」とあるのは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間をもって年度の換算をするものとする。

平成 24 年 4 月 1 日 制定 平成 25 年 11 月 28 日 改正 令和 4 年 6 月 19 日 一部改正